令和2年9月市議会定例会　提出議案

議　案　種　別	件数（件）
一　般　議　案	1

Ｎｏ１	北九州市立総合体育館における石綿粉じんのばく露に係る損害賠償請求事件に関する控訴の提起について （市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課）

令和２年９月１６日に判決があった福岡地方裁判所平成２７年（ワ）第２８５０号損害賠償請求事件について控訴を提起するもの

１　相手方

東京都町田市　　女性

他２名

２　請求の要旨

福岡地方裁判所平成２７年（ワ）第２８５０号損害賠償請求事件について、令和２年９月１６日に言い渡された判決は不服であるから控訴する。

３　第一審判決（主文）

（１）　被告らは、原告女性に対し、連帯して、１，７００万円及びこれに対する平成２５年９月１５日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（２）　被告らは、原告男性に対し、連帯して、４４０万円及びこれに対する平成２５年９月１５日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）　被告らは、原告女性に対し、連帯して、４４０万円及びこれに対する平成２５年９月１５日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（４）　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

（５）　訴訟費用は、これを４分し、その１を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。

（次頁に続く）

（続き）

（６）　この判決は、第１項ないし第３項に限り、仮に執行することができる。

４　訴訟遂行の方針

控訴審判決の結果必要があれば、上告する。